

筑西広域市町村圏事務組合消防吏員の階級並びに訓練及び礼式に関する規則

令和3年9月14日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項の規定に基づき、筑西広域市町村圏事務組合消防吏員（以下「消防吏員」という。）の階級並びに訓練及び礼式について必要な事項を定めるものとする。

(階級)

第2条 消防吏員の階級は、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士とする。

(訓練及び礼式)

第3条 消防吏員の訓練及び礼式は、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）、消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）及び消防救助操法の基準（昭和53年消防庁告示第4号）の定めるところによる。

(委任)

第4条 消防吏員の訓練及び礼式の実施方法その他必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。